

監査第 43 号

平成21年8月11日

四日市市長 田中俊行様

四日市市監査委員	伊藤晃
同	松岡光代
同	竹野兼主
同	藤原まゆみ

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、算定された平成20年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

平成20年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項（平成19年法律第94号）の規定に基づき、算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

平成20年度四日市市立四日市病院事業会計
平成20年度四日市市水道事業会計
平成20年度四日市市下水道事業会計
平成20年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計
平成20年度四日市市農業集落排水事業特別会計

2 審査の期間

平成21年7月27日から平成21年8月11日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された平成20年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを照合・検証するため、公営企業会計（3会計）、地方公営企業法非適用の公営事業会計（2会計）の決算書、財政状況調査表（決算統計）及び関係書類等の計数突合等の照合方法により実施した。また、財政状況を把握するため、関係職員から説明を聴取して行った。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率

（単位：％）

公 営 企 業 会 計	平成19年度	平成20年度	経営健全化基準
四日市市立四日市病院事業	(*1)		20.00
四日市市水道事業			20.00
四日市市下水道事業			20.00

四日市市食肉センター食肉市場			20.00
四日市市農業集落排水事業			20.00

(*1) 「 」は資金不足額がなかったことを示す。

(2) 個別意見

資金不足比率について

$$\text{(算定式) 資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模の額}}$$

(対象となる会計)

病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計

食肉センター食肉市場特別会計、農業集落排水事業特別会計

病院事業、水道事業、下水道事業、食肉センター食肉市場特別会計及び農業集落排水事業特別会計の平成20年度の資金不足比率は、それぞれの会計において資金剰余の状況であったため、比率を算定する必要がなかった。また、経営健全化基準の20.0%を下回り、良好な状態であると認められる。

(3) 所見

平成20年度の資金不足比率は、各会計とも、資金剰余の状況であり、経営健全化基準内にあるが、病院事業会計は、2年連続して当年度純損失を計上しており、また、病院事業、下水道事業においては、累積欠損金を抱えるとともに、公営企業会計の3会計とともに、将来の負担となる企業債残高を有している。これらの償還や今後の建設改良事業のため、資金ベースでの経営課題発生につながるべきなきよう、単年度収支の改善、累積欠損金の縮減に向け、収益の確保と経費の削減を行い、公営企業として経営の効率性、企業性が十分に発揮できるよう経営改善に向けた取り組みを急がりたい。